

工事名：新港ふ頭11号岸壁背後護岸工事 (R2-1)

質問内容	<p>(R2-1) 及び (R2-2) 共通の質問です。 入札公告 3 の③の配置技術者についてですが、【一級土木施工管理技士、若しくはこれと同等以上の資格を有する者】と記載されておりますが、同等以上の者とは、下記の資格を有する者で宜しいでしょうか。</p> <p>以下、沖縄県土木建築部一般競争公告抜粋</p> <p>ウ 特定JVの代表者以外の構成員に必要な資格に関する事項</p>	
	資格区分	<p>1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者</p> <p>左記の要件を満たす主任技術者を当該工事に専任（専任を要しない期間を除く。）で配置できること。 なお、配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結時点で当該工事に専任で配置できること。</p>
(1) 配置予定技術者	備考	<p>ア 「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の(7)から(9)のいずれかを満たす者をいう。</p> <p>(7) 1級建設機械施工技士の資格を有する者</p> <p>(8) 技術士（建設部門、農林部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業－農業土木」又は「林業－森林土木」とするものに限る。）の資格を有する者</p> <p>(9) これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者</p>

【回答】

- 「これと同等以上の資格を有する者」とは次のいずれかを満たす者となります。
- ・技術士の総合技術監理部門（建設）または建設部門の資格を有する者。
 - ・これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。